

平成十六年政令第三百五十三号

国際捜査共助等に関する法律施行令

内閣は、国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第十九条第二項、第二十三條第二項及び第二十五條第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国内受刑者に係る受刑者証人移送の要請に関する読替え）

第一条 国際捜査共助等に関する法律（以下「法」という。）第十九條第二項の規定による法第十四條第五項の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四條第五項	第一項、第三項又は前項の規定による送附を受けた場合	国内受刑者に係る受刑者証人移送に 関し
第一項、第三項又は前項の規定による送附を受けた場合	証拠の使用又は返還に関し	

（受入移送拘禁状による外国受刑者の拘禁に関する読替え）

第二条 法第二十三條第二項の規定による逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える逃亡犯罪人引渡法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六條第一項及び第三項並びに第七條第一項	前條の拘禁許可状	国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第二十三條第一項の受入移送拘禁状（以下「受入移送拘禁状」という。）
第六條第二項及び第三項並びに第七條第一項	受入移送拘禁許可状	受入移送拘禁状

2 法第二十三條第二項の規定による刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える刑事訴訟法読み替えられる字句の規定	読み替える字句
第七十一條	檢察事務官又は司法警察官、警察官、海上保安官又は海上保安官補（以下「檢察事務官等」という。）
第七十三條第三項、第七十四條及び第七十六條	國際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第二十三條第一項の受入移送拘禁状（以下「受入移送拘禁状」という。）
第七十三條第三項	受入移送拘禁状

第七十三條第三項、第七十四條及び第七十六條	國際捜査共助等に関する法律第二十三條第二項において準用する逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第六條第二項
第七十三條第三項	前二項

第七十三條第三項ただし書	公訴事実の要旨及び合受入移送拘禁状	受入移送拘禁状は
--------------	-------------------	----------

第二百六條

檢察事務官又は司法警察官等

察職員

（外国受刑者の拘禁の停止の取消しに関する読替え）

第三条 法第二十五條第三項の規定による逃亡犯罪人引渡法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える逃亡犯罪人引渡法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二條第三項及び第四項	東京高等檢察庁の檢察官	
第二十二條第三項	前項	國際捜査共助等に関する法律第二十五條第二項
第二十二條第四項	拘禁許可状	國際捜査共助等に関する法律第二十三條第一項の受入移送拘禁状

附則

この政令は、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年十二月九日）から施行する。